

恵那市恵那南地区統合中学校準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 恵那市立岩邑中学校、恵那市立山岡中学校、恵那市立明智中学校、恵那市立串原中学校及び恵那市立上矢作中学校の統合（以下「統合」という。）について、事務の円滑な推進を図るとともに、統合後の恵那市立恵那南地区統合中学校（以下「新中学校」という。）における新しい学校づくりについて検討するため、恵那南地区統合中学校準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、第7条に規定する理事会の決定に関する承認を所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、委員100人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから恵那市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 統合に関し専門的識見を有する者
- (3) 地域自治区会長会議を代表する者
- (4) 恵那市PTA連合会を代表する者
- (5) 恵那市こども園・保育園保護者会連合会を代表する者
- (6) 恵那市小中学校校長会を代表する者
- (7) 恵那市こども園園長会を代表する者
- (8) 新中学校の区域にある地域自治区を代表する者
- (9) 新中学校の区域にある学校運営協議会を代表する者
- (10) 新中学校の区域にある中学校のPTAを代表する者
- (11) 新中学校の区域にある中学校の教職員を代表する者
- (12) 新中学校の区域にある小学校のPTAを代表する者
- (13) 新中学校の区域にある小学校の教職員を代表する者
- (14) 新中学校の区域にあるこども園の園児の保護者会を代表する者
- (15) 新中学校の区域にあるこども園の保育教諭を代表する者
- (16) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から所掌事務が終了する日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長及び副委員長は、それぞれ第7条の理事の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(総会)

第6条 委員会の会議（以下「総会」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員の委嘱及び任命後最初に開かれる総会は、教育委員会が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、総会を開くことができない。

3 総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を総会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(理事会)

第7条 委員会において次に掲げる事項の検討し、及び決定するため、理事会を置く。

(1) 新中学校の名称、校章、校歌、校訓、制服等に関すること。

(2) 新中学校の教育課程、学校行事及び学級編制に関すること。

(3) 新中学校の生徒の通学路、通学方法等に関すること。

(4) 新中学校の学校、生徒会、PTA、部活動等の組織運営に関すること。

(5) 新中学校の施設、設備及び備品の整備に関すること。

(6) 統合に向けての交流事業並びに閉校及び開校記念事業に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、統合に必要な事項に関すること。

2 理事会は、理事30人以内をもって組織する。

3 理事は、委員のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

4 理事会に理事長及び副理事長を各1人置く。

- 5 理事長及び副理事長は、それぞれ委員長及び副委員長をもって充てる。
- 6 理事長は、理事会を代表し、会務を総理する。
- 7 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 理事会の会議は、必要に応じて理事長が招集し、議長となる。ただし、理事の選出後最初に開かれる理事会の会議は、教育委員会が招集する。
- 9 理事会は、理事の半数以上の出席がなければ、理事会の会議を開くことができない。
- 10 理事会の会議の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 理事長は、理事会の会議における審議状況及び結果を委員会及び教育委員会に報告するものとする。
- 12 緊急を要する事案又は軽易な事案については、理事会における決定を受けて、第6条に規定する総会の承認に代えることができる。
- 13 理事会は、必要があると認めるときは、理事以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第8条 委員会及び理事会において検討及び決定並びに承認すべき事項をあらかじめ調整するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事10人以内をもって組織する。
- 3 幹事は委員のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。
- 4 幹事会の会議は、必要に応じて教育委員会が招集する。
- 5 幹事会は、幹事会の会議における審議状況及び結果を理事会に報告しなければならない。
- 6 幹事会は、必要があると認めるときは、幹事以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第9条 委員会に、別表右欄に掲げる事項について調査検討をさせ、委員会の効率的な会議運営を図るため、同表左欄に掲げる専門部会を置く。

- 2 部会員は、別表中欄に掲げる委員のうちからそれぞれ教育委員会が委嘱又は任命する。
- 3 専門部会に部会長及び副部会長を各1人置く。

- 4 専門部会の部会長及び副部会長は、それぞれ専門部会に属する部会員の互選により選出する。
- 5 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 専門部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。
- 8 部会長は、専門部会の会議における審議状況及び結果を幹事会及び理事会に報告しなければならない。
- 9 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第10条 委員、理事、幹事、部会員及びその他会議（理事会、幹事会及び専門部会の会議を含む。）に出席した者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この場合において、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 委員会、理事会、幹事会及び専門部会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課学校統合準備室において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会、理事会、幹事会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が委員長、理事長、幹事長又は部会長と協議して、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表（第9条関係）

部会名	委員	所掌事務
総務部会	1 地域自治区を代表する者 2 学校運営協議会を代表する者 3 中学校のPTAを代表する者 4 中学校の教職員を代表する者 5 小学校のPTAを代表する者 6 小学校の教職員を代表する者 7 こども園の園児の保護者会を代表する者 8 こども園の保育教諭を代表する者 9 その他教育委員会が必要と認める者	(1) 名称、校章、校歌、校訓、制服等に関する事 (2) 閉校及び開校式典その他の式典行事に関する事 (3) 広報活動に関する事 (4) その他必要な事項に関する事
環境整備・PTA・コミスク部会	1 地域自治区を代表する者 2 学校運営協議会を代表する者 3 中学校のPTAを代表する者 4 中学校の教職員を代表する者 5 小学校のPTAを代表する者 6 小学校の教職員を代表	(1) 施設、設備等の整備に関する事 (2) 通学路の安全対策及び通学バスに関する事 (3) 部活動に関する事 (4) PTAの組織運営に関する事 (5) 学校運営協議会の組織運営に関する事 (6) その他必要な事項に関する事

	<p>する者</p> <p>7 こども園の園児の保護者会を代表する者</p> <p>8 こども園の保育教諭を代表する者</p> <p>9 その他教育委員会が必要と認める者</p>	
<p>教育活動・学校事務部会</p>	<p>1 地域自治区を代表する者</p> <p>2 学校運営協議会を代表する者</p> <p>3 中学校のPTAを代表する者</p> <p>4 中学校の教職員を代表する者</p> <p>5 小学校のPTAを代表する者</p> <p>6 小学校の教職員を代表する者</p> <p>7 こども園の園児の保護者会を代表する者</p> <p>8 こども園の保育教諭を代表する者</p> <p>9 その他教育委員会が必要と認める者</p>	<p>(1) 教育課程その他の教育内容に関すること。</p> <p>(2) 学校行事及び学級編制に関すること。</p> <p>(3) 生徒会に関すること。</p> <p>(4) 交流事業に関すること。</p> <p>(5) 備品（学校備品、教材、図書等をいう。）の整備に関すること。</p> <p>(6) 保存文書等の整理に関すること。</p> <p>(7) 予算計画に関すること。</p> <p>(8) その他必要な事項に関すること。</p>